

納期限 6月1日(月)
軽自動車税(種別割)納税通知書の送付及び障がい有者の方の減免について

問合せ 税務課 町民税担当 ☎991-1833

軽自動車税(種別割)納税通知書を送付します。納期限内であれば、金融機関のほか、お近くのコンビニエンスストア等でも納めることができます。

※納税が困難な方への猶予制度があります。

※「軽自動車税」は令和元年10月1日の法改正により、「軽自動車税(種別割)」に名称が変更となっています。

障がい有者の方の軽自動車税(種別割)の減免について

次の内容に該当する場合、申請をすることにより軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。減免申請は、毎年度必要です。また、納付後の減免申請は受付できませんので、ご注意ください。

<減免の対象となる車両と障がいの程度>

1 減免の対象となる車両

(障がい有者の方1人につき、普通自動車を含め1台のみ対象です。)

- ・障がい有者の方本人(納税義務者)の所有する車両
- ・障がい有者の方と生計を同一にする方(納税義務者)の所有する車両

2 障がいの程度

手帳の種類	障がいの区分		障がいの程度(級別)	
身体障害者手帳	視覚		1級～3級、4級の1	
	聴覚		2級、3級	
	平衡機能		3級	
	音声又は言語機能		3級(こゝ頭が摘出された場合のみ)	
	上肢		1級、2級	
	下肢		1級～6級	
	体幹		1級～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢		1級、2級
		移動		1級～6級
	心臓機能		1級、3級	
	じん臓機能		1級、3級	
	呼吸器機能		1級、3級	
	ぼうこう又は直腸機能		1級、3級	
	小腸機能		1級、3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1級～3級	
肝臓機能		1級～3級		
療育手帳	④、A			
精神障害者保健福祉手帳	1級(自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる方のみ)			
戦傷病者手帳	恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められています。			

申請に必要な書類

①お持ちの手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳)

②運転する方の運転免許証 ③車検証 ④納税義務者の個人番号カード又は個人番号通知カード ⑤納税通知書

申請期限 5月25日(月)※申請期限を過ぎると減免申請を受付できませんのでご注意ください。※郵送で申請する場合は事前に税務課町民税担当にご連絡ください。

**介護予防事業
いきいき健康体操教室
参加者募集**

問合せ

いきいき福祉課 高齢介護担当
☎991-1882

番号	会場	時間	定員
①	まつぶし緑の丘公園	9:30～11:30	20
②	役場本庁舎2階201会議室	13:30～15:30	20
③	松伏会館	9:30～11:30	20
④	三栄会館	13:30～15:30	20
6月3日・10日・17日・24日 7月1日・8日・15日・22日 いずれも水曜日			

番号	会場	時間	定員
⑤	農村トレーニングセンター	9:30～11:30	20
⑥	多世代交流学習館メロディー	13:30～15:30	20
⑦	赤岩農村センター	13:30～15:30	20
6月2日・9日・16日・23日・30日 7月7日・14日・21日 いずれも火曜日			

【対象者】町内在住の65歳以上の方で、原則として1コース全8回を毎回通える方

【費用】無料

【持ち物】③・④会場の方は椅子の下に敷くタオル、①・⑤・⑥・⑦会場の方は履物

【申請】5月7日(木)から5月15日(金)までに、電話(☎991-1882)又はいきいき福祉課窓口へ。

※申請できる会場は1つまで。申込み順ではなく、応募期間終了後に定員を上回った会場は抽選。

【抽選日】5月18日(月)※ご希望の会場を受講できない方のみ、電話でご連絡します。